

くすの樹



2019年 1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985)24-8820 FAX: (0985)22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



新年おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

私たち人間の体は約60%が水でできていて、水なしでは生きていけません。表面の約70%が水に覆われ、水の惑星と呼ばれる地球ですが、人間がすぐに利用できる淡水は、全体の0.01%に過ぎないそうです。安全な水が得られることは全ての人の基本的な権利です。

私たちのいのちと暮らしに不可欠な、限りある貴重な水を、ビジネス=儲けの対象にすることができる法律が、今年の臨時国会で成立しました。世界では、水道事業の民営化で、水道料金が跳ね上がったり、水質が悪化するなど問題が噴出し、再公営化が広がっているにもかかわらず、不採算路線を減便・廃止したり、災害復旧費用を地元自治体(住民)に求める鉄道事業を見ると、不安が募ります。

安全な水を、私たちみんなの大切な財産として守っていく必要があります。国や自治体の動きに注意が必要です。

今年も、皆様とともに、生活と権利を守り、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

宮崎中央法律事務所

弁護士 成見 幸子
弁護士 成見 正毅
弁護士 谷口 純一
弁護士 成見 暁子
弁護士 久保田 吉哉
事務職員一同



兵器爆買い、消費税UP、水道民営化、公文書改ざん・隠ぺい……

くらし・平和・民主主義・憲法破壊の 安倍政治を終わらせよう

政治を私たちの手に取り戻したい——参議院議員の仁比聡平議員をお招きし、当事務所の弁護士成見幸子、久保田吉哉、事務職員の立元がお話を伺いました。

社会保障

立: 法律事務所では働いていると、経済的に苦しい生活を送っている方が多くご相談に来られます。社会保障はどうなっているのでしょうか。

仁: 安倍政権のもとで、社会保障費の自然増分が大きく減らされてきました。年金や生活保護費、老齢加算・母子加算が減らされ、医療・介護の本人負担分や年金保険料が引き上げられています。経済的に苦しい生活を送っている多くの国民の所得が減らされ、憲法25条に基づく社会保障が損なわれる事態がどんどん進んでいます。

立: 安倍政権は、財源がないと言っていますが……

仁: 大企業や富裕層のもとで、儲けが独り占めされており、財源がないということはありません。例えば10億円以上の大企業の内部留保は425兆円、1年間で22兆円も増え、純利益は2.3倍に増えています。働く人の年収は16万円下がり、支出は32万円減となっていて、限度を超えて、格差が拡大しています。アベノミクスは、大企業や富裕層が儲かれば、恩恵がしたり落ちると言っていて、大企業・富裕層優遇施策を進めてきましたが、働く人、生活者のくらしにしたり落ちることはありません。政府には、国民のくらしを守る責任があります。儲けている力のあるところから応分の負担をしてもらい、また、アメリカから1機100億円以上の戦闘機を100機購入するなど兵器を爆買いするような税金の使い道を改めさせれば、社会保障を切り下げる必要はなく、逆に充実させることが可能です。

平和

幸: 昨年は、歴史的な米朝会談が実現するなど朝鮮半島で劇的な変化が起こっています。

仁: 2017年冬にかけて米朝が一触即発の事態となりましたが、平和を求める世界の市民の力が、韓国の文政権誕生と相俟って、南北首脳が軍事境界線を一緒に超える感動的なシーンを生み出しました。2018年9月、3度目の南北首脳会談では、一切の敵対行為をやめることやミサイル発射場の施設を査察を入れて廃棄すること、アメリカの対応次第で核開発施設も徹底的に廃棄することなどを合意しました。この動きを前に進める外交が日本に求められています。

幸: 2017年には、核兵器禁止条約が122か国の賛成で成立しましたが、安倍政権は反対を続けていますね。

仁: 核を持つ大国が支配できる世界ではもはやない。軍事同盟によらず、市民が世界平和を希求していく時代です。唯一の被爆国ながら背を向ける安倍政権は、時代の流れに逆行しています。私たちが暮らす北東アジアでも、核兵器禁止条約を生み出してきた流れが、朝鮮半島の完全非核化を実現する激動を生み出しています。

憲法改正

久: 安倍首相は、憲法9条の改正に執念を燃やしてきましたが、いよいよ通常国会に憲法改正案を出そうとしています。ほとんどの憲法学者が違憲と言った安保法制を強行した安倍政権が憲法改正を持ち出すのは不安です。

仁: 憲法を壊す政治に、憲法を変える資格も語る資格もありません。総理大臣は憲法99条で憲法尊重擁護義務を負っています。勝手に都合良く憲法解釈をねじ曲げて、

違憲の安保法制を強行し、大軍拡を進める安倍政権が憲法改正など、断じて許されません。安倍首相は、本当は



2018年の通常国会で憲法改正発議を狙っていましたが、安倍改憲を許さない国民の声が広がる中で、1ミリも動かすことができませんでした。3月の党大会

でも改憲案を決められず、取りまとめ案も公明党と協議やすり合わせができず。私たちの草の根の運動が、安倍政権の思惑を食い止めてきています。

久：森友・加計問題では、安倍首相のお友達優遇や前代未聞の公文書改ざんが明らかになったのに、問われるべき首相の責任が問われていません。

仁：政治の私物化はありえません。その隠ぺいのための公文書改ざん・廃棄、国会での虚偽答弁が続いています。民主主義の根幹を揺るがす重大事態で内閣総辞職に値します。カづくでくらしを壊し、格差を広げ、戦争する国に変える安倍政権の暴走に、多くの国民の怒りがマグマのように溜まってきていると感じます。市民と野党の本気の共闘で安倍政治を終わらせる闘いが始まりました。一緒に政治を私たちの手に取り戻しましょう。

仁比聡平 (にひそうへい) 参議院議員

1999年から日本共産党の国政候補者として活動し、2004年7月参議院選挙において、日本共産党比例代表として出馬し、参議院議員に初当選。2013年7月参議院選挙で議席回復の2期目。

1963年10月16日、福岡北九州市戸畑で新日鉄労働者の家に生まれる。1982年京都大学法学部に入学。1994年弁護士登録後、北九州第一法律事務所入所。弁護士になってからは、「新日鉄出向無効確認事件」や、大学教員の不当解雇を撤回させ職場復帰を果たした「福原学園配転無効訴訟」はじめ多くの労働事件とともに、多重債務被害・生活法律問題に取り組む。市民オンブズマン北九州初代事務局長。よみがえれ！有明訴訟弁護団などで活動。国会議員としては、よみがえれ！有明訴訟、水俣病、川辺川ダム中止、薬害肝炎、トンネルじん肺、ハンセン病問題、給費制等、多くの集団訴訟にかかわる国会議員団の事務局長役として活動。愛称は熱血弁護士。小中高は吹奏楽部。妻と娘、息子の4人家族。

資料隠して「入管法」成立強行

昨年12月、「人手不足」対策を口実に、これまでよりはるかに広い業種で外国人が働くことを可能にする法律の成立が強行されました。

●深刻な実態ひた隠し、根拠崩れて成立ごり押し

法律が前提とする現行の外国人技能実習制度で、実習生の失踪が相次いでいます。政府は、最低賃金以下の長時間労働、暴行・セクハラが横行する制度の実態をまともに調査・検証せず、こうした実態を裏付ける資料を隠ぺい・ねつ造し、あたかも実習生が好待遇を求めて身勝手に逃げ出したかのように描いてきました。

2017年に政府が失踪した実習生について聴取した2870人の個票を、政府は「閲覧」しか認めませんでしたが、野党が結束して全て書き写し、分析結果を突きつけました。政府が「最低賃金以下の給与」を理由とする失踪は2017年度でわずか22人としていたのに、実際には全体の67%、1927人に上ることが判明。昨年までの8年間で実習生174人が「溺死」「自殺」「凍死」などで死亡していた深刻な実態も明らかになりました。

●中身のない欠陥法案、政府丸投げの国会軽視

受け入れる業種や規模も明記されず、成立後に政省令で定めることにされています。重大な論点を政府に白紙委任する欠陥法案は、国会の審議をないがしろにするもので許されません。

●外国人労働者はモノではない、共生の社会を

安倍政権は、劣悪な労働条件でも従順に働く単純労働力さえあればよいとの発想で、外国人労働者の人権や尊厳を大切にしない姿勢がありません。外国人労働者の人権侵害をなくし、安心して働き暮らせる共生社会の実現が求められています。



カントの「永遠平和のために」から憲法9条を考える

弁護士 成見 幸子

1 安倍自公政権による「憲法9条」を目の仇にした逆立ちの憲法「改正」の動きは、人類の歴史からの逸脱であり、人類の英知が培ってきた尊厳ある人間愛に対する犯罪である。今年も怒りから始まる。



2 啓蒙思想家ルソーからも大きな影響を受けた哲学者カントは、自由・平等・博愛の理論を謳った1789年のフランス革命に賛意を示しながら思索を重ね、フランス革命以前に提示していた自由・平等・自立の理念に基づき、1795年71才の時、戦争に明け暮れていたヨーロッパでの一時的休戦条約に過ぎないバーゼル平和条約に抗議する意味を込めて、「永遠平和のために」の書を著した。カントはこの書で、「戦争で死に絶えた墓場の平穏という平和ではなく、啓蒙された『自分の頭で考える』市民による共和制の国による絶えず拡大し続ける持続的な連合と：この連合により、終わりのない交渉プロセスが戦争を防ぎ、法を嫌う好戦的な傾向の流れを抑制し、：連続した啓蒙により開かれていく世界市民が作る平和の実現の必要」を世に問うた。近代政治思想に多大な影響を与えたカントのこの著作「永遠平和のために」は6つの予備条項と3つの確定条項、2つの補説及び付録からなる論考である。



3 第2次世界大戦の惨禍を経て、1945年国際連合が設立された。1928年の不戦条約による軍事力行使禁止原則を承継しつつ、更にすべての国際紛争は平和的手段によって解決されるべきことが国連憲章に書き込まれた。1946年広島長崎への原爆投下による非人道的な破壊の経験のなかで、日本国憲法前文（世界の国民が平和に生きる権利）及び9条（戦争の放棄、軍備の不保持など）を掲げる日本国憲法が生まれた。

4 しかし、市民が共存するかけがえのない地球が、軍事力・核兵器の増大から一触即発の危機、野放図な産業拡大から空気・海洋・土壌汚染、気候温暖化などにより危機に直面している。諸国家の代表だけではなく、非政府組織・「市民、NGO」の参加が要請され、大きな役割を果たしてきた。1992年の「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」以来、国連主催の国際会議においてNGOはパートナーとして位置づけられるようになった。国家の枠組みを超える国際的なNGOの実力、NGOネットワークの影響力が発揮され、気候変動枠組み条約、対人地雷全面禁止条約、国際刑事裁判所設立規程など多国間国際条約が成立、そして、2016年には、「平和に生きる権利」宣言、2017年には、核兵器禁止条約が成立した。



5 カントが提唱した世界市民即ち「人類が有限な地球を共有していることを自覚し、地球上の様々な問題をめぐる公共的な議論にコミットする・理性を公的に使用する人々が永遠平和に向けて絶えず前進しつつある」の姿が目に見えてきているような気がする。

予備条項の第3に「常備軍は時と共に全廃されなければならない」、第1確定条項は「各国家における市民体制は共和的でなければならない」、第2確定条項は「国際法は自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」、第3確定条項は「世界の市民法は普遍的な友好をもたらす諸条件（いかなる外国をも訪問できる訪問権）に制限（訪問と侵略を同視したり、帝国主義諸国による植民地の現状を支持することを防ぐ趣旨）されなければならない」とある。

カントのこの自由・平等・自立した人を基軸にし発達発展を期待した人間観、世界観・平和構想が、平和への系譜を作り出してきたことがうかがえる。



←「永遠平和のために カント」池内紀・訳 集英社

このような歴史を見ると、日本国憲法の前文及び、第9条が、人類が歴史の中で求めてきた最高の理念、到達点であり、世界の宝としてどうしても守り発展すべきであると痛感する。

特別寄稿

原水爆禁止宮崎県協議会

2018年原水爆禁止運動の報告

毛利 泰之さん（事務局長）



2018年の活動を振り返ると、

- ★3. 1ビキニデー集会（焼津市）に1名派遣。
- ★6月22日～7月2日までの原水爆禁止国民平和行進では、今年も600名を超える行進参加者があり、成功裡に大分県に引き継ぐことができました。
- ★ヒバクシャ署名に賛同していただいた首長は19名、議長15名、日本政府に求める意見書を決議したのが4議会（宮崎市、串間市、都城市、日向市）、首長が1名（椎葉村）となっています。



↑2010年5月NPT再検討会議（NY）に参加↓

- ★8月の原水爆禁止世界大会広島に19名、長崎に7名を送り出すことができました。しかし、宮崎市からの参加者がほとんどで、代表を送れない市町村が、毎年のように増えていることに危機を感じます。とはいえ、宮崎県労連から4名の代表が数年ぶりに派遣されたことは特筆できることだと思います。

- ★9月26日に核兵器禁止条約の署名・批准書提出式が行われ、新たに7カ国が署名し、4カ国が批准しました。これで署名が67カ国、批准が19カ国になりました。ICANのティム・ライト氏は「他の大量破壊兵器関連の条約に比べ、記録的なペースで進んでいる」と歓迎しています。

- ★ヒバクシャ国際署名～10月10日、日本をはじめ世界でめめられた「ヒバクシャ国際署名」、830万403名分が国連に提出されました。今、国連では核兵器国が禁止条約への反対を主張するなど、核兵器禁止・廃絶をめぐるせめぎ合いが激しくなっています。

- ★今年は被爆75年、来年は2020年、力を合わせ「壮大な運動」を呼び起こしましょう。



昨年、退職後半年を経過しているのに、退職金を支払ってもらえないというご相談があり、退職した会社との間で交渉を行い、退職金の他、依頼者が当初考えていなかった残業代についても支払ってもらうことができた事案がありました。

就業規則や退職金規定の定めにもよりますが、退職金の不支給は、未払賃金と同様、30万円以下の罰金が課せられる犯罪行為になります（労働基準法120条、24条）。依頼者は、退職金未払いにつき、労働基準監督署（労基署）に告訴をしたいと申し出ていましたが、労基署の担当者は、当初、この件について告訴を受付けようとしてくれませんでした。私が、担当者に対して、資料を提示し、告訴を受理できない理由を確認したところ、告訴を受理してもらえないことになりました。そして、告訴が受理されると間もなく、会社は退

退職金未払事件の解決と労基署への期待

弁護士 谷口 純一

職金を支払ってきました。本来であれば、弁護士が入らなくても労基署の指導によって解決できる事案だったのではないかと思います。

請求額より弁護士の費用の方が高くなってしまふような事案では、事実上弁護士に依頼することができなくなってしまうことがたくさんあります。そのような場合、労基署がしっかりと動いてくれなければ、労働者は泣き寝入りを強いられることになりかねません。

今回の件を教訓に、労基署が、今後適切にその権限を行使し、労働基準法違反の行為が速やかに解消されるよう努力してもらえると期待したいところです。



Q&A

刑事(捜査)

私の息子が、万引きをしたとして逮捕され、警察署に連れて行かれてしまいました。初めてのことで、どうしてよいか分かりません。



回答 弁護士 久保田 吉哉

Q どうして逮捕されたのですか

通常、捜査機関が請求し、裁判所が、罪を犯した疑いがあり、証拠隠滅や逃亡のおそれがあると判断した場合、一定期間警察署の留置施設等で身体を拘束され、犯罪の捜査が行われます。日本国憲法は全ての人に人身の自由を保障しており、これを制限する身体拘束は、裁判所が適法性を審査する建前になっています。

Q 息子はいつ釈放されますか

逮捕は最大72時間、その後の勾留は最大10日間ですが、勾留は延長によりさらに最大10日間続くことがあります。カルロス・ゴーン氏の逮捕が世界中から注目されていますが、他の先進国に比べて日本は被疑者の身体拘束が安易に長期間にわたって認められやすく、問題です。

勾留期間の満了時に、検察官が起訴するかしないかを決めます。起訴されれば刑事裁判手続きが始まり、引き続き勾留されます。不起訴となれば釈放されます。

Q どんなとき不起訴になりますか

犯罪の疑いが晴れた場合(嫌疑なし)や、裁判での有罪立証に困難がある場合(嫌疑不十分)の他、有罪立証は可能だけれども、犯罪の軽重や前科前歴、反省態度、示談の有無、被害者の意向などの事情を考慮して検察官が裁量で起訴しないということがあります(起訴猶予)。

弁護人は、被疑者の権利を守りつつ、不起訴を目指して被害者への被害弁償・示談などの活動も行います。

Q 息子と面会できますか

逮捕中は弁護人しか面会することができません。その後の勾留中には一定の制限(曜日や時間、立会ありなど)のもとご家族が面会することができるようになりますが、一定の事件については「接見禁止」がついて、弁護人しか面会できないこともあります。

被疑者が弁護人(これから弁護人となる者も含む)と立会人なく面会する権利は、「接見交通権」として、憲法で保障されています。

Q 弁護人を頼むお金がありません

弁護人は、取調べその他で違法不当がないか監視し被疑者の権利を守ります。一刻も早い接見が必要です。

知り合いの弁護士に直接依頼し、契約をして選任することができます(私選弁護人)。被疑者の他、一定のご家族も弁護人を選任できます。

資力に関係なく、逮捕後1回だけ無料で弁護士を呼ぶことができる「当番弁護士制度」があります。

勾留段階では、資産50万円以下の被疑者は全員、国選弁護人を付けることができます。

Q いろいろ不安です

ご家族が逮捕されて不安を抱えていらっしゃる方は、ぜひ当事務所にご相談下さい。手続きや今後の見通しなどのアドバイスをさせていただき、ご依頼があれば、私選弁護人を務めるなど、逮捕された方とご家族の権利を守り、不安を少しでも軽減できるよう、サポートさせていただきます。

※成年後見・労働審判・相続・離婚・交通事故・過労死・残業代・医療過誤等、過去の事務所ニュース(事務所HP)をご覧ください。

法律相談のご案内

❖原則その日のうちに、
ご相談をお受けします❖

- 事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。
- 法律相談料は原則として1時間以内5,400円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、**法テラス**を利用して**無料**になる場合もあります。遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

業務時間

ご予約☎(0985)24-8820

- 月曜日～金曜日 9:00～17:30
- 第1, 3, 5土曜日 9:00～13:00

宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分・「橋通1丁目」から徒歩3分。県庁前楠並木通沿い。1階駐車場。

